

令和5年度 第9回牧区地域協議会 次第

日時：令和6年1月23日（火）

午後6時から

会場：牧区総合事務所301会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 報告事項

(1) 日帰り・宿泊温浴施設の適正配置の取組について・・・・・・・・・資料No. 1

(2) 農業経営基盤強化の促進に関する計画「地域計画」の策定について・資料No. 2

4 協議事項

(1) 地域協議会活動報告会の開催について・・・・・・・・・・・・・資料No. 3

5 自主的審議事項

(1) あらゆる人が安全・安心に住み続けたい「牧づくり」について・・・資料No. 4

6 その他（連絡事項）

- ・各地域協議会からの意見書の提出について（春日区、和田区、板倉区、吉川区）
- ・各区の「地域活性化の方向性」について（高田区）
- ・地域協議会委員の改選に向けたチラシの配布について

7 閉 会

・次回（第10回牧区地域協議会） 月 日（ ） 時 分～

日帰り・宿泊温浴施設の適正配置の取組について

1 施設の現状

- 当該カテゴリーの施設は、合併前の各市町村において、主に地域振興を目的に国県等の補助金を活用し建設されたもの
- 現在供用中の施設は9施設、うち、現状維持施設が2施設（くるみ家族園、うみてらす名立）、温浴機能廃止後の施設の活用方法について地元と協議中の施設が1施設（ろばた館）、引き続き協議となっている施設が6施設となっている。

【引き続き協議となっている6施設の状況】

No.	施設名	利用者数(人)		R4 公費 投入額 (千円)	施設設置年	※法定 耐用年数
		当初	R4			
1	大潟健康スパーツラザ 鵜の浜人魚館	168,662	77,493	77,500	H9	R10
2	吉川ゆったりの郷	158,028	110,674	27,336	H9	R10
3	くわどり湯ったり村	121,396	28,646	50,338	H11	R28
4	牧湯の里深山荘	50,328	11,111	24,848	S61	R15
5	柿崎マリンホテルハマナス	23,667	12,071	41,467	H6	R23
6	板倉保養センター（やすらぎ荘）	73,834	32,500	16,960	H8	R11
計		747,598	272,495	238,449		

※ 法定耐用年数 … 国税庁が定める法定耐用年数に到達する年度

2 第4次上越市公の施設の適正配置計画（令和3年2月策定）に基づく取組

(1) 6施設の取組方向

地域振興において、これまで重要な役割を担ってきたことから、地域の実情を踏まえ、地域住民等と協議し方向性を検討していくこととしている。

(2) これまでの取組

ア 施設の現状の地域への報告（令和2年度から）

毎年度、指定管理者である「第三セクター等」の経営状況とあわせ、施設の利用状況や収支状況について、施設が所在する地域協議会等へ説明し、意見交換を実施

イ サウンディング型市場調査の実施（令和4年度）

時期	内容
令和4年 7月～8月	施設機能の継続に向け、民間活力の活用を検討することとし、各施設のサウンディング型市場調査の実施について、地域協議会へ説明し、意見交換
令和4年 9月～12月	サウンディング型市場調査を実施 「民営化（施設の譲渡・貸付け）による施設の利活用の提案」や「現状の公設民営による運営を前提とした施設の利用促進等に係る提案」について、対話を実施し、一部施設で民間事業者の需要を確認
令和5年3月	各施設のサウンディング型市場調査の結果について、地域協議会へ説明

ウ 第三セクター等評価委員会（外部有識者）における取組（令和5年度）

- 第1回第三セクター等評価委員会（5月26日）
施設利用者数の推移を始めとする「施設の利用状況」について説明
- 6施設の視察（9月21日、22日）
施設の状況について視察するとともに、現管理者に客層等をヒアリング
- 第2回第三セクター等評価委員会（11月2日）
本取組について説明し、アドバイスを受ける。

3 今後の取組

(1) 基本方針

- ア 施設の管理は民間活力の活用を基本とし、施設の機能継続や更なる利活用に向
け、施設の譲渡・貸付けによる民営化や指定管理者への民間参入を検討する。
- イ 民営化できない施設については、公の施設としての必要性を地域住民等と時間を
かけ協議し、方向性を検討する。
- ウ 施設建設から相当程度の年数が経過し、老朽化も進んでいることを踏まえ、施設
の建替えや大規模なリニューアルは行わない。

(2) 機能継続に向けた民間活力の活用

ア プロポーザルの実施（令和6年4月以降）

- ・ 温浴施設の機能継続に向け、民間の自由な発想の下、行政の管理に縛られない
幅広い施設の活用方法について提案を受ける。
- ・ 民間事業者から良い提案があり、機能継続が見込まれる場合は、施設の譲渡貸
付けによる民営化を検討する。
- ・ なお、機能継続に必要な財政支援についても検討する。

【プロポーザルになじまない施設】

施設名	理由
大潟健康スポーツプラザ 鵜の浜人魚館	上越体操場の機能と鵜の浜温泉街の魅力を相乗的 に高める可能性を持つため
吉川ゆったりの郷	行政が設置（運営）する「道の駅」の主要施設の一 つであるため

イ 指定管理者の公募（令和6年9月以降）

- ・ プロポーザルになじまない施設を含め、民営化ができなかった施設については、
令和7年4月の指定管理者の更新に際し、指定管理者を公募により選定する。
- ※ プロポーザルや指定管理の公募に当たっては、第三セクター等を含め現在の指
定管理者の事業譲渡・従業員の雇用継続を条件とする。

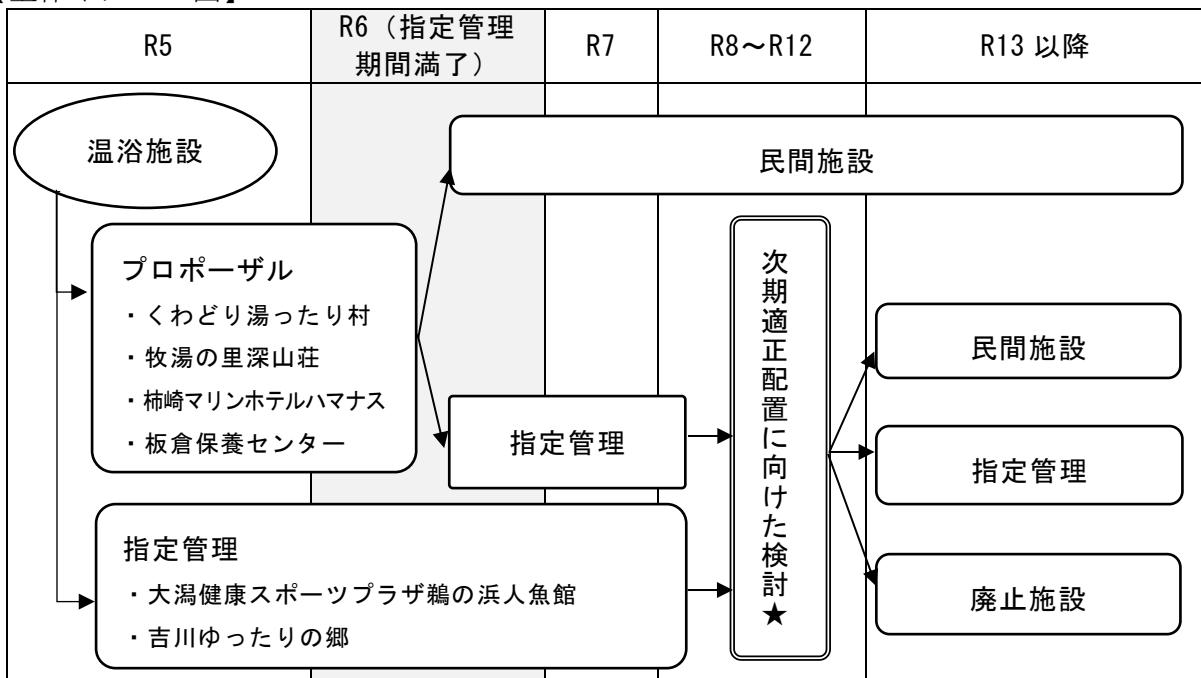
(3) 公の施設としての方向性の検討（令和8年度から12年度）

- ・ 次期上越市公の施設の適正配置計画（令和13年度からの10年間）の検討に当た
り、スポーツ施設や集会施設とあわせ、民営化できなかった日帰り・宿泊温浴施
設について、公の施設としての方向性を地域住民等と時間をかけて協議し、方向
性を決定する。

【参考：本取組に関する第三セクター等評価委員会の見解】

- ・ 長い期間での取組になる点が若干気になるが、方向性については妥当と考える。
- ・ 事業承継・引継ぎ支援センター（国が設置する公的相談窓口）の経験から、海
沿いの施設については、長野県など海なし県の事業者にとって、非常に価値が
あるものだと感じている。
- ・ 資産を譲渡し、民営化することにより、条例等に縛られることなく、民間事業
者が自由な発想で運営できると考えられる。

【全体イメージ図】

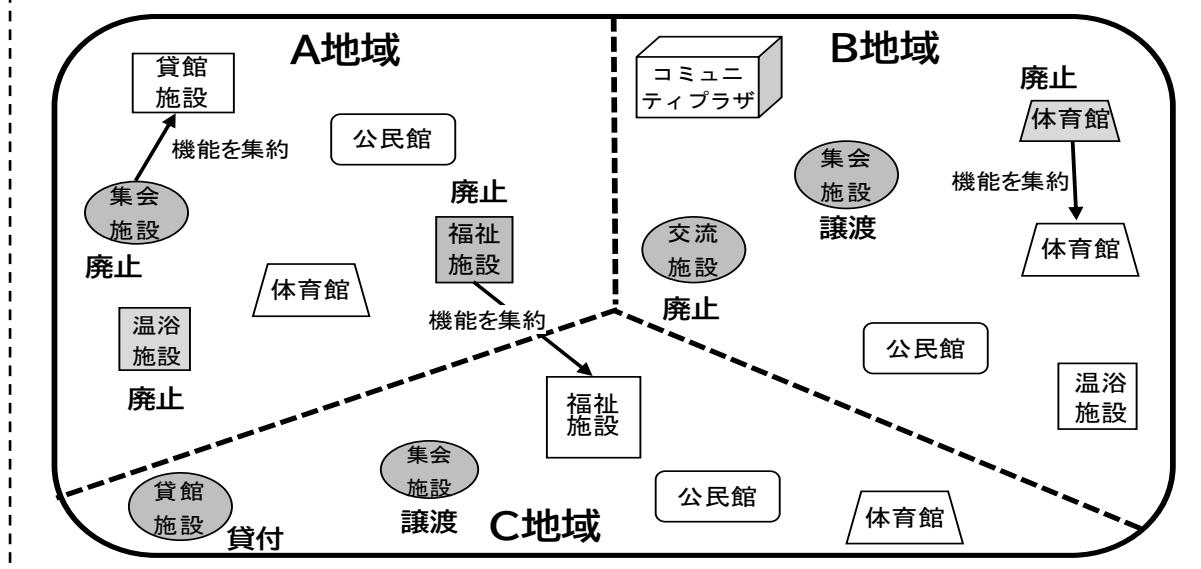


※ 基本的に上記のイメージ図のとおり取組を進めていくが、老朽化等により施設の機能維持が困難になった場合や地域社会の状況変化によって施設の必要性が著しく低下した場合は、その時点で地域と協議し、施設の方向性を決定する。

★ 【補足：次期適正配置に向けた検討の内容】

- 第4次上越市公の施設の適正配置計画に記載している下記の考え方に基づき検討を進めるもの

- 施設の適正配置の検討に当たっては、施設の用途や機能、利用圏域（施設の利用者の居住地域）等を踏まえ、該当するカテゴリーの各施設を「広域拠点施設」、「市域拠点施設」、「地域圏拠点施設」、「生活圏拠点施設」、「コミュニティ圏拠点施設」に区分し、それぞれの区分において、各カテゴリーにおける施設の配置バランスを検討する。
- 「地域圏拠点施設」及び「生活圏拠点施設」については、地域のまとまりや居住状況のほか、カテゴリーごとの施設の配置状況等を踏まえ地域区分を設定する。



農業経営基盤強化の促進に関する計画 「地域計画」の策定について(概要)

令和6年1月
上越市農林水産部(農政課)

1 地域計画とは…

「地域計画」は、人口減少や高齢化が進むにつれ、農業従事者が減少し、地域の農地を維持していくことが年々難しくなっている状況を踏まえ、人と農地の問題を地域で解決していくための将来予想図として、令和5年4月に施行された[改正]農業経営基盤強化促進法により、現在、全国の市町村で計画の策定に取り組んでいます。

特に「地域計画」の中では、これまで地域の皆さんのが守り続けてきた農地を、可能な限り次の世代へ引き継いでいくため、農作業の手間や時間、生産コストを減らすことが期待できる農地の集約化などを含め、10年後の目指すべき農地利用の姿となる「目標地図」を作成します。

農地の中には生産条件が悪く、様々な工夫や努力を払っても農業上の利用が困難な農地もあると思いますが、「将来、地域の農地を誰が利用していくのか」、「地域の農業をどのように維持していくのか」を、現在の農地の状況（現況地図）を見ながら、地域の皆さんと一緒に話し合って、まとめていきます。

2 地域計画の概要

(1) 根拠法令（農業経営基盤強化促進法）

[第18条：要約] 市町村は、自然的経済的社会的諸条件を考慮して一体として地域の農業の健全な発展を図ることが適当であると認められる区域ごとに、当該区域における農業の将来の在り方及び当該区域における農業上の利用が行われる農用地等の区域その他農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項について、当該区域の関係者による協議の場を設け、その協議の結果を取りまとめ、公表するものとする。

[第19条：要約] 市町村は、農業者等による協議の結果を踏まえ、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、当該協議の対象となった農業上の利用が行われる農用地等の区域における農業経営基盤の強化の促進に関する計画（地域計画）を定めるものとする。

(2) 事業主体

上越市（地域での話し合いに基づき策定）

(3) 計画策定期間

令和5・6年度（2か年）

(4) 計画策定区域

地域自治区 26計画 ※市街化区域（高田区、直江津区）は対象外

(5) 参加者

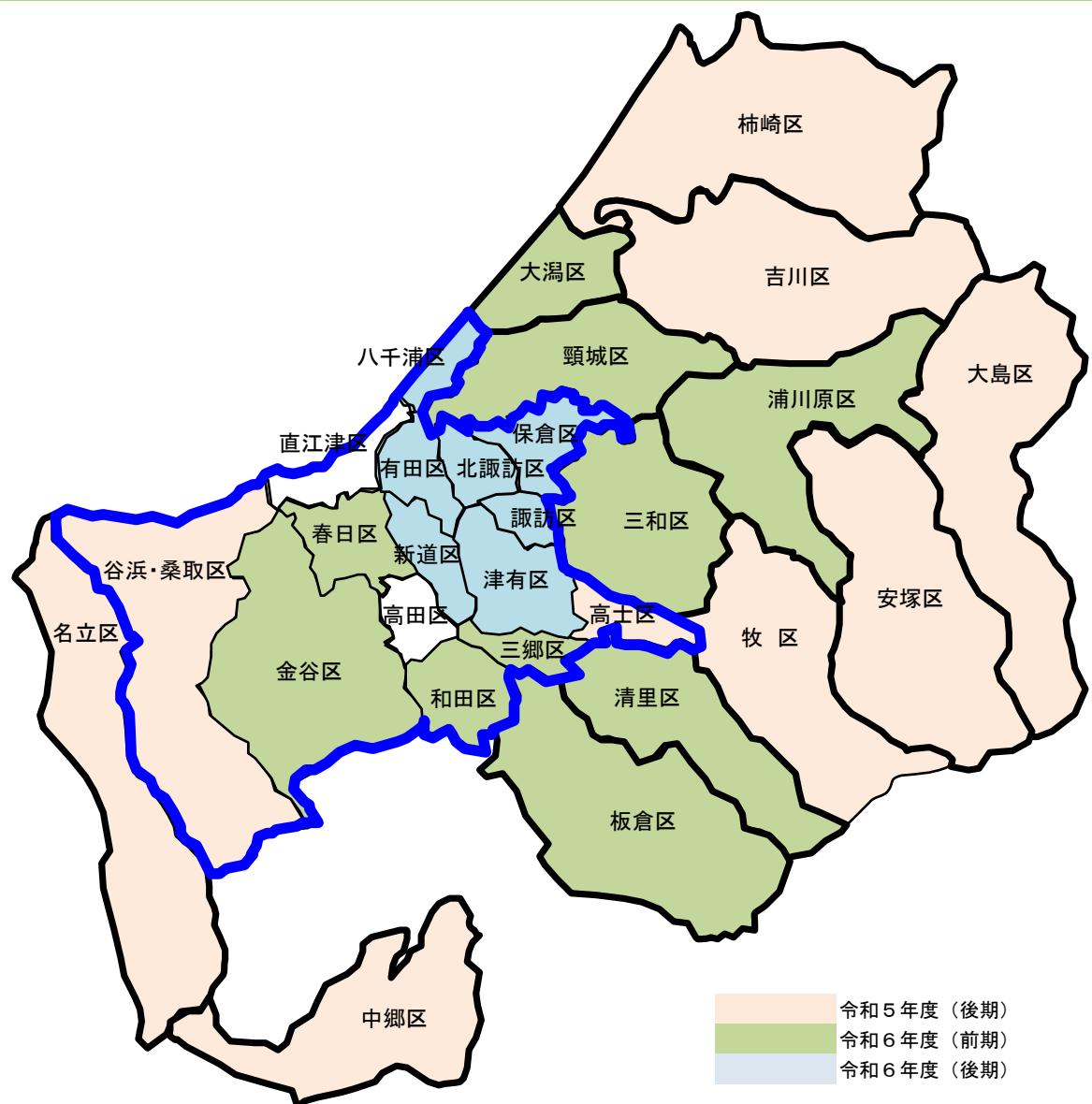
農業者等、農家組合長、町内会長、JAえちご上越、新潟県、上越市、上越市農業委員会 など

(6) まとめ（結果）

- ・協議状況 . . . 市ホームページで適宜公表
- ・地域計画 . . . 令和7年3月に全計画を公告

※農地の所有権や利用権は移動しません。

※ 計画策定区域（26地域）



1	高田区	対象外	16	安塚区	R5後期
2	新道区	R6後期	17	浦川原区	R6前期
3	金谷区	R6前期	18	大島区	R5後期
4	春日区	R6前期	19	牧区	R5後期
5	諏訪区	R6後期	20	柿崎区	R5後期
6	津有区	R6後期	21	大潟区	R6前期
7	三郷区	R6前期	22	頸城区	R6前期
8	和田区	R6前期	23	吉川区	R5後期
9	高士区	R5後期	24	中郷区	R5後期
10	直江津区	対象外	25	板倉区	R6前期
11	有田区	R6後期	26	清里区	R6前期
12	八千浦区	R6後期	27	三和区	R6前期
13	保倉区	R6後期	28	名立区	R5後期
14	北諏訪区	R6後期			
15	谷浜・桑取区	R5後期			※計画策定区域: 26地域

3 地域計画の記載事項

(1) 当該地域における農業の将来の在り方

- ①地域計画の区域の状況
- ②地域農業の現状と課題
- ③地域における農業の将来の在り方

(2) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

- ①農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針
- ②担い手に対する農用地の集積に関する目標
- ③農用地の集団化（集約化）に関する目標

(3) 目標を達成するために必要な措置

- ①農用地の集積、集団化の取組
- ②農地中間管理機構の活用方法
- ③基盤整備事業への取組
- ④多様な経営体の確保・育成の取組
- ⑤農業協同組合等の農業支援サービス事業者への農作業委託の取組

(4) 地域内の農業を担う者（目標地図に位置付ける者）

- ・農業者氏名、作物名、経営面積など

(5) 目標地図

- ・10年後の地域の農地を見据え、農地ごとに将来の耕作者を目安として設定
- ・あくまで目安であり、農地の売買や賃借などの権利設定は発生しない
- ・将来の耕作者が直ちに見つからない場合は、「今後検討等」として隨時調整
- ・目標地図は、地域の情勢の変化に応じて、適宜見直す

※ その他任意事項

- ①鳥獣被害防止対策、②有機・減農薬・減肥料、③スマート農業、④輸出、⑤果樹等、⑥燃料・資源作物等、⑦保全・管理等、⑧農業用施設、⑨耕畜連携
- ⑩その他

4 牧区の地域計画の進め方

(1) 計画策定区域

牧区内

(2) 参加者

- ・農業関係者：農業者（認定農業者、認定新規就農者、生産組織、農業法人等）農家組合長、町内会長など
- ・アドバイザー：JAえちご上越
- ・オブザーバー：新潟県（上越東農林事務所）
- ・事務局：上越市（板倉区総合事務所 産業グループ）、上越市農業委員会（牧区駐在室・地区担当）

(3) 協議（話し合い）※地域懇談会

- ・時期：第1回 令和6年2月5日（月）午後6時から 牧コミュニティプラザ
第2回 3月上旬予定

※第1回と第2回の間に個別相談会を牧区総合事務所にて開催

(4) まとめ（結果）

- ・協議状況・・・市ホームページで適宜公表
- ・地域計画・・・令和7年3月に全計画を一括公告
※農地の所有権や利用権は移動しません。

牧区地域協議会活動報告会及び地域協議会委員公募説明会（案）

1 目的

第5期の地域協議会委員が令和6年4月28日をもって任期終了となるため、地域協議会の活動をより多くの皆さんに理解していただくための活動報告会と、新たな地域協議会委員の公募説明会を開催する。

2 主催

上越市（牧区総合事務所、牧区地域協議会）

3 開催日時

令和6年3月2日（土）午後1：00～2：00（予定）

4 開催場所

牧コミュニティプラザ2階集会室

5 開催内容

次第	役割	時間配分
① 開会	小林次長	1分
② 地域協議会長挨拶	西山会長	2分
③ 地域協議会の活動内容について	地域協議会委員 藤井班長	30分
④ 次期地域協議会委員の公募について PR動画の視聴 質疑応答	小林次長	25分
⑤ 閉会	小林次長	2分
合計		60分

6 対象者

牧区の市民

7 周知方法

- ・1月25日 広報上越2月号で全区（28区協議会の開催日時・会場を掲載）
- ・1月25日 区だより「おおるり通信」（全戸配布）
- ・2月中旬 各地区協議会、地域活動支援事業採択団体、地域独自の予算事業提案団体等へ開催案内及びチラシの配付
- ・2月下旬 防災行政無線の放送

牧区地域協議会活動報告会及び地域協議会委員公募説明会（案）

日 時 令和6年3月2日(土)
午後1時～午後2時（予定）
会 場 牧コミュニティプラザ2階 集会室

1. 開 会（進行：小林次長）

2. 挨 捶

牧区地域協議会 会長 西山 新平

3. 地域協議会活動報告

（地域協議会委員、藤井班長）

4. 地域協議会委員公募説明会

(1)挨拶

牧区総合事務所 所長 米川 美樹

(2)地域協議会委員の公募について

資料：「地域協議会委員公募の手引き」「応募書類一覧（応募様式と記載例）」

(3)質 疑

5. 閉会

【自主的審議における牧区の課題】

体験・移住

【目標】

- ・豊かな自然と暮らしの体験を通じて、牧区を広く知ってもらい、地域の人と触れ合う機会を創出し、空き家を活用した移住促進を図る。

農業・林業

【目標】

- ・牧区の農地を守るために、中心となる担い手を確保する。
- ・牧区の特産品及びメープルシロップの商品化を目指す。

外出支援

【目標】

- ・高齢者等が地域で安心して暮らせるための外出支援を強化する。

- ① 利用できる空き家の情報収集 (総合事務所)
(町内会長を通じて聞き取り等)
- ② 体験メニューの検討 (総合事務所)
- ③ 体験受入体制の検討 (総合事務所・牧振興会)
- ④ 区内巡回体験ツアープログラム計画
区内施設の有効活用
(総合事務所・牧振興会・地域団体)
- ⑤ 体験ツアー参加者の宿泊先検討
(深山荘・ほほえみ荘・どぶろく荘)
- ⑥ 地域の情報発信 (イベント、風景、人、食)
(総合事務所・牧振興会)

継続協議

<農業>

- ① 担い手（個人経営農家）による検討会の開催 (総合事務所・担い手（個人経営農家）)
- ② 新たな組織体制づくりに向けた学習会及び講演会を実施 (総合事務所・公社・JA・担い手)
- ③ 区内の組織体制の検討 (総合事務所・公社・JA・担い手) 継続協議
 - ・若手農業者で組織されているJA青年部等と牧区の農業振興について意見交換会を実施 (総合事務所) R5年12月3日（日）

<メープルシロップ>

- ① 事業内容について説明 (総合事務所・イタヤ) 済
 - ・イタヤ（梨本氏）から事業内容について説明を聞く。 (地域協議会) R5年5月23日（火）
- ② 商品化及び雇用の場としての検討 (総合事務所・イタヤ) ★
- ③ イタヤカエデの植栽 (総合事務所・イタヤ)

<林業>

- ① 根曲がり杉活用事業 (総合事務所・イタヤ)

- ① コミュニティバス活用の周知 (総合事務所) 済

- ・令和4年10月から実証運行実施、令和5年4月から本運行開始。引き続き乗車方法等の周知を強化する。 (総合事務所)

- ② 買い物支援事業拡大の検討 (牧振興会) 継続協議

- ・牧振興会で、冬期間限定（1月～3月）毎週月・木に買い物支援事業を実施していることから、回数増の依頼を含め、牧振興会と協議を実施する。 (総合事務所)

- ③ JA店舗の存続に向けて協議 (総合事務所)
(地場産販売スペース設置等) 済

- ・総合事務所がJA店舗関係者と状況把握を行う。 (総合事務所)